

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の説明書

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	二
二	議定書の内容	二
1	議定書	二
2	関連の書簡	二
三	議定書の実施のための国内措置	二

1 議定書の成立経緯

(1) 二十六年一月二十二日に東京で署名され、二十六年四月一日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「特別協定」という。）は、日本国が日米地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講じ、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う一定の経費を日本国が負担すること等を規定するものである。特別協定は、前文、本文七箇条及び末文から成り、当該本文において、日本国は、日本国の二十十六会計年度から二十二十会計年度までにおいて、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等（公益事業によって使用に供されるもの）及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を他の施設及び区域又はアメリカ合衆国の施政の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること等を規定している。また、特別協定に関連し、特別協定第一条に掲げる給与には、千九百八十七年一月三十日に署名された日米地位協定第二十四条についての特別の措置に関する協定の効力発生の際日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことを確認する合意された議事録及び特別協定第五条に規定する経費の具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されている書簡が作成されている。

(2) 日本国政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本国による負担を図り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保することを目的として、特別協定の有効期間を一年間延長するために特別協定を改正する議定書を締結することにつき、アメリカ合衆国政府と協議を行った。この結果、令和三年二月二十四日に東京において、我が方茂木外務大臣と先方ヤング駐日米臨時代理大使との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書の締結は、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられる。

二 議定書等の内容

この議定書は、前文、1から3までの本文及び末文から成っているほか、この議定書に関連し書簡が作成されており、それらの概要は次のとおりである。なお、特別協定に関連し作成された合意された議事録は、この議定書による特別協定の改正後も効力を有することとなる。

1 議定書

- (1) 特別協定第一条及び第二条について、「二千二十年」を「二千二十一年」に改めることを定める。
- (2) 特別協定第七条について、「二千二十一年三月三十一日」を「二千二十二年三月三十一日」に改めることを定める。
- (3) この議定書は、日米両国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならないこと、及びその承認を通知する外交上の公文が交換された日にこの議定書が効力を生ずることを原則とした上で、この議定書が二千二十一年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、日米両国は、この議定書が二千二十一年三月三十一日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用することを定める。

2 関連の書簡

この議定書によって改正される特別協定第五条に規定する経費の具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されている。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の規定を実施するための新たな立法措置は必要としないが、予算措置として、令和三年度政府予算案において、所要の経費が計上されている。